

※「厚生労働省独立行政法人の目標策定及び評価実施要領」（令和3年6月17日改正）
別紙1

目標策定について

目標については、策定指針に加え、以下の①から④までの基準を踏まえ、策定すること。

なお、国立研究開発法人については、策定指針において、「具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標、新たな領域開拓等目指すべき方向性を示すような目標等、『研究開発成果の最大化』に向けた適切な目標の特性等に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する」とされている一方で、「客観性を追求し過ぎると『研究開発成果の最大化』に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意し、適切な目標を策定する」とされていることに留意すること。

- ① 定量的指標（国立研究開発法人における参考指標を含む。以下同じ。）は、成果と関係が深いことを意識し、1つの目標に対し複数の指標を設定する（3～5個程度を目安とする）こと。
- ② 定量的指標は、事業の実施頻度等ではなく、より成果に関連する内容（例：研修対象者数、利用者数、満足度等）とすること。
- ③ 現行の中（長）期目標で、定量的指標の達成度の平均が120%以上である場合は、次期目標においては、指標における目標値又は指標自体の見直しを検討すること。
- ④ 重要度高を付す項目は、評価項目全体の半数以下とすること。